

12月2日保険証新規発行が廃止されます！※



会社へ「マイナンバー」の届出

をお願いします



※現行で発行されている保険証は 2025(令和7)年 12月1日まで使用可能です。

～医療機関で保険証を提示したときに、**実際にあった**お話です～

保険証の**資格が無い**ようなので、
保険診療できません。
全額自己負担となります。



資格が**無効、エラー**のようです。
健保組合へ確認してください。

上記は保険証とマイナンバーの紐づけができていない状態です。
お済みでない方は、速やかに**会社へマイナンバーの届け出**をしてください

～『マイナ保険証』ご利用までの流れ～

会社へマイナンバーの届け出が必要です

⇒会社(委託社労士)経由で健保組合へマイナンバーが連携されます



各自、『マイナ保険証』の利用登録をお願いします

⇒厚労省「マイナポータル」や医療機関のカードリーダー、セブン銀行 ATM、市町村窓口で登録可能です



医療機関での『マイナ保険証』の利用が可能となります

カルビー健康保険組合
理事長 人見 泰正
028-670-8119